

企業繁栄のアドバイザー

# 未来税務会計ニュース

## インボイス制度(適格請求書等保存方)の登録申請について

①令和3年10月1日第443号でお知らせしましたように、当事務所のお客様につきましては消費税の課税売上が常時1,000万円超える方は、登録申請をしておりますことをご報告申し上げます。登録後、登録番号が来ましたらご報告させていただきます。



②登録をしなかった場合は、買手業者より、登録していないならば消費税の仕入控除が出来ないという事で、商売が出来なくなるデメリットが大きいためです。法人の場合、今年の10月1日以降から、インボイス制度について、趣旨・メリット・デメリットを説明して登録承諾書を頂いておりますのでご理解とご協力の程重ねて申し上げます。

③また個人業者で、常時1,000万円を超える課税事業者の方も同様に、登録申請しております。改めて、令和3年の確定申告分令和4年3月15日までに上記の様に承諾書を頂きますのでよろしくお願い申し上げます。

④課税売上が1,000万円前後の方について、また今後令和5年10月1日までに廃業・解散等される方については、慎重に登録するか否かについて検討する必要がありますので、登録申請はしておりません。この点につきましては、担当者によく協議の上に登録申請をさせていただきますので、不明点やよく分からない等ありましたら、お気軽にご相談ください。



⑤法人につきましては、令和5年3月31日までに常時決算期ごとにインボイス制度についての説明等を行い、承諾書を頂いてま

いります。個人事業者の場合は、令和4年3月31日と令和5年3月31日までに登録申請等完了したいと思っています。

⑥この登録申請については、当事務所では無料で手続きさせて頂いておりますので、何卒登録しなかった場合のデメリット、商売が出来なくなることを防止することが、当事務所のお客様のために絶対必要であるということで業務遂行しておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

⑦今後、このインボイス制度の与える影響は1,000万円以下の事業者等に大きな税負担が発生するばかりではなく、仕事が出来なくなる(課税事業者登録をすれば仕事はできます)あるいは値下げしてください等色々な諸問題が発生することが想定されます。弱い立場にある人程、生活が苦しくなっていくことは、明らかであります。今まで、消費税を支払っていなかった免税事業者(1,000万円以下の人)に、消費税が課税されること→これがインボイス制度ですよと一口で言えば、消費税を納めて下さいねという制度なんですよ！税法上からは消費税の仕組みからすればインボイス制度は正しい制度です。理論上は分かっているのですが、実務上現実的には、弱者の事業者から税を取り立てなくても良いのではないかと、はじめたばかりの創業者の人から税をとれば、経済は発展しないのに…色々ありますがこういう理由からアメリカでは消費税が導入されていないのです。



⑧このニュースが届くころには、衆議院選挙の結果が判明しているころですが、どうなることか。出来たら、この消費税については少なくとも世界一高い軽減税率(8%)をやめて、税率を統一してもらいたいですね。8%にするとか、10%にするとか、この複数税率が与える事務処理は大変な時間がかかります。経済を盛り立てるならば各国がやっているように減税して5%に戻すようにすべきでしょう。自民党は消費税は現状維持で行くとなりますと益々景気が悪くなると思うのですが…

(西田のボヤキ。ため息。)



## 会場・WEBセミナーのご案内

- ① 決算書の読みこなし術 11月18日 PM6:00~PM8:00
- ② 損益分岐点の活用法 11月24日 PM6:00~PM8:00
- ③ 相続税改正の前にやる対策は 11月26日 PM6:00~PM8:00

相続税セミナー  
WEBで行います。詳しくはチラシを作成しておりますのでご覧ください。

## 望年会のお知らせ

① 旧田原塾三優会  
11月30日  
会場 メルパルク  
受付開始 PM6:00  
開催時間 PM6:30~8:30

② ゆうゆう会  
12月1日  
会場 メルパルク  
受付開始 PM6:00  
開催時間 PM6:30~8:30



## ~~ 11月の税務 ~~

- 11月10日  
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日  
所得税の予定納税額の減額申請

## 最低賃金UP

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないという制度です。

	旧・最低賃金	引上額	新・最低賃金
東京	1,013円	28円	1,041円
熊本	793円	28円	821円
鹿児島	793円	28円	821円



企業シリーズ: 291



11月20日(土)、八十八はおかげさまで、光琳寺通りに移転してから1周年を迎えます!(光琳寺の犬が目印) 元気に営業しておりますのでご来店お待ちしております!! 姉妹店のアニソングールズバー ワルプルギスもよろしくお願ひします!!

営業時間 20:00~8:00 不定休  
料金システム  
飲み放題⇒30分/¥880  
単品⇒charge/¥880  
Tax10%  
Food&bar 八十八  
熊本市中央区下通 1-11-8 甲斐ビル1階  
096-325-8008

### 未来を語り 未来を創り 未来に残す。

を受けて、前年か前々年の同月から売上が50%以上減少した事業者に対し、各月中小法人については20万円、個人については10万円支給するものです。

月次支援金について、中小企業庁は10月1日に、「本日から緊急事態宣言は解除されましたが、政府の基本的対処方針では緊急事態宣言が解除された19の都道府県においては、1か月までを目途として飲食店に対する時短要請等を行うこととされています」として、これを踏まえ、「これまでと同様に業種・地域を問わず、10月分まで月次支援金を支給します」とホームページで発表しました。

なお月次支援金については、すでに8月分までの受付申請は終了し、現在は9月分の申請を受け付けています(表参考)。

10月分の申請スケジュールなどは以下の表の通りになっています。

【月次支援金の各月分の申請期限(令和3年11月1日現在時点)】

	事前確認の期限	申請の期限
4~8月分	受付終了	
9月分	11月25日	11月30日
10月分	12月28日	令和4年1月7日

~2021年10月15日 第1715号 税理士新聞より~

### 電子帳簿保存法の改正

電子記録帳簿法は、電子データで国税関係の帳簿書類を保存することを認めた法律です。税法上では原則として紙での保存が義務付けられていますが、電子帳簿保存法ではパソコンで作成した電子データ(電磁的記録)による保管や、紙の資料をスキャナで読み取ってデータ化して保存する方法を認めている。2022年1月1日からはこの電子帳簿保存法の改正法が施行されます。

改正法では、紙媒体の利用条件が制限されることとなりました。これまではメールなどを通じて受け取ったPDFファイルなどの電子書類であれば、印刷して紙媒体で保管することが容認されていました。しかし改正法により、原則として受け取ったデータはそのまま電子データとして保存しなければなりません。

さらに、不正行為に対するペナルティが強化されました。現行法では保存義務違反や虚偽の記帳が発覚すると、会社法上の罰則として100万円以下の過料が科される可能性があります。また、税務調査で帳簿書類の不整備が悪質だと判断されれば、青色申告の取り消しや推計課税が課されることもあり得ます。改正法ではこれら既存の罰則に加え、税務調査で電子データや電子取引のデータを改ざん・隠蔽したと判断された場合、申告漏れなどに課される通常の重加算税(35%)に10%を上乗せした45%が課されることになります。

~2021年9月15日 第1712号 税理士新聞より~

### 月次支援金の対象期間の延長

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に基づく、飲食店の休業・時短営業や外出・移動の自粛の影響により、売上が大幅に減少した事業者に対して支給する「月次支援金」について、国は9月分までとなっている対象期間を10月まで延長することに決めました。東京都などに発令されていた緊急事態宣言は9月末をもって解除されましたが、飲食店などに対する時短要請は継続されていたため決定されました。月次支援金はもともと6月分までを対象としていましたが、新規感染者数の再増加などを受けて3度にわたり延長されていました。

月次支援金は、取引先の飲食業者などが時短要請や休業したこと

### 今月も無料相談会を開催します!

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時: 毎週水曜日 10:00~16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。



製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639  
<http://www.mirai-town.net/>